

平成 12 年 10 月 23 日

郵政省 電気通信局
電気通信事業部 業務課
「接続ルールの見直し」担当 殿

郵便番号 100 - 6150
住 所 東京都千代田区永田町二丁目 11 番 1 号
氏 名 株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ
代表取締役社長 立川 敬二

平成 12 年 10 月 10 日付け「電気通信事業法の一部を改正する法律附則第 15 条を踏まえた接続ルールの見直しに関する意見募集」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

本意見書に関する連絡先
株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ
経営企画部 企画調整室 古川
Mail: furukawak@nttdocomo.co.jp
Tel : 03-5156-1265



「接続ルール見直し」に関する意見

平成12年10月23日

株式会社NTTドコモ

目次

はじめに

各論

- 1 . 移動体通信市場の発展と将来像
- 2 . 相互接続に対するNTTドコモの取り組み
- 3 . NTTドコモの指定電気通信事業者の該当性
- 4 . 支配的事業者の地位に着目した規制(ドミナント規制)について
- 5 . 移動体通信市場における競争政策のあり方

はじめに

- 「電気通信事業法の一部を改正する法律附則第15条を踏まえた接続ルールの見直し」について意見聴取の機会をいただき、厚く御礼を申し上げます。
- つきましては、弊社の意見を以下のとおり提出させていただきますので、お取り計らいの程宜しくお願い申し上げます。

1. 移動体通信市場の発展と将来像(1/3)

(1) 移動体通信の発展

- 移動体通信は、各種規制緩和政策をベースに、公正な競争のもと、急激に普及してきました。当社は、平成4年のNTTからの分社以降、多様なサービスの提供、料金の多様化・低廉化、高度な技術革新等さまざまな取り組みを実施し、移動体通信の発展に寄与しているところです。(別添1)
また、移動体通信事業者は、独自のネットワークを構築することで、タイムリーなサービス提供を実現しており、料金の低廉化と併せ、有効で公正な競争が進展しているものと認識しています。(別添2、3)
- その結果、総じて諸外国と比較しても遜色のない料金水準となっています。基本料金はやや高めではありますが、通話料金は低い水準にあり、今後ともお客さまにとってよりご利用しやすくなるよう料金値下げ、料金の多様化を実現していきたいと考えます。(別添4、5)

1. 移動体通信市場の発展と将来像(2 / 3)

(2) 移動体通信の将来像

- 今後の移動体通信は、来年度中にサービス開始を予定している次世代移動通信システム（IMT - 2000）を契機に、従来の「人與人」とのコミュニケーションだけではなく、「人と機械」、「機械と機械」といった3つの方向に成長することが想定され、モバイルマルチメディアの発展が期待されています。それに伴い、音声通信のニーズはいずれ飽和状態になると想定され、今後は、非音声通信のニーズ拡大に向けた取り組みが必要となります。（別添6、7）
- また、世界の主要通信事業者及びマルチメディア事業者と提携・出資関係を構築することで、移動通信に関わる技術及びノウハウを活用した事業領域の拡大、利便性の高いサービスのユーザへの提供といったグローバルな事業展開を図っていくことにより、相互に発展できるよう努力したいと考えます。（別添8）

1. 移動体通信市場の発展と将来像(3 / 3)

- このように、IT革命の牽引役として、移動体通信事業者の役割はますます重要となり、モバイルマルチメディアの推進、グローバルな事業展開が必須であるため、事業者の自由な事業運営を可能とするための、より一層の規制緩和をベースとした制度の枠組みが必要と考えます。

2. 相互接続に対するNTTドコモの取り組み(1/2)

(1) NTTドコモの相互接続に対するスタンス

- 相互接続は、競争導入による多様な形態での複数の電気通信事業者の参入を前提に、これらの事業者との相互接続を推進し、公正な競争を実現することで、利用者の利便性を向上させるとの観点で推進しているものです。

当社においても、その意義を十分認識し、お客さま並びに事業者の要望を受けて、相互接続を実施してきたところです。これにより、お客さまの利便性確保はもとより、当社のみならず、接続相手事業者のトラヒック拡大に寄与してきたものと理解しています。(別添9、10)

2. 相互接続に対するNTTドコモの取り組み(2/2)

(2) 相互接続にあたっての公正競争の確保

- 当社は相互接続を実施するにあたり、接続条件等について関係事業者間で合意形成に努め、円滑な接続を実施しています。
- 接続に要する期間については、不当に引き延ばすことはなく、早期接続に努めています。(別添11)
- 接続料金は、従来よりコストベースで算定しており、貴省の審査並びに認可を得ているところです。また、年々低廉化に努めた結果、料金水準についても国内及び海外の移動体通信事業者と比較しても遜色ない水準となっています。(別添12、13)
- また、米国との比較においては、米国の場合、移動体通信事業者発着の相互接続通話に発着ユーザ各々にエアタイムチャージを設定しているという制度的な違いにも留意する必要があると考えます。(別添14)

3. NTTドコモの指定電気通信事業者の該当性(1/5)

(1) 不可欠設備とは

- 電気通信の接続にあたっての不可欠設備 (Essential Facility) とは、次の 及び の要件を満たす公衆電気通信の設備を規定しているとされています。

単一又は限られた数のサービス提供者によって専ら又は主として提供されていること

サービスの提供において代替されることが経済的又は技術的に実行可能でないこと

(以上、WTO「サービスの貿易に関する一般協定の第4議定書」)

3. NTTドコモの指定電気通信事業者の該当性(2/5)

- 前回の接続ルールにおいては、不可欠設備を有する特定事業者の範囲について、

「一定の市場（都道府県単位）において、加入者回線総数の50%を超える規模の加入者回線を有する事業者」

と規定されました。

これは、地域固定通信事業が、実態的に、

限られた参入事業者によりサービス提供されていること

コスト・期間的な問題から設備の代替性が乏しいこと

を基本に策定されたものと理解しています。

3. NTTドコモの指定電気通信事業者の該当性(3/5)

(2) 移動体通信設備の不可欠設備の該当性について

- 前述の不可欠設備の定義に対する該当性については以下の通りと考えます。

事業者の参入状況	従来より移動体通信市場において、地域単位に3事業者以上の事業者が参入していること。 (別添15、16)
設備の代替性	他移動体通信事業者も当社と同様に設備構築しており、サービスエリアの人口カバー率もほぼ100%に近く、同等であること。 (別添17、18)

以上より、参入の実態及び設備の代替性が確保されていることから、地域固定通信網と同一の扱いに無理があり、移動体通信設備は不可欠設備に該当しないと考えます。

3. NTTドコモの指定電気通信事業者の該当性(4/5)

(3) NTTドコモの指定電気通信事業者の該当性について

- 以上より、移動体通信設備は不可欠設備に該当しないことから、当社を指定電気通信事業者に指定する根拠はないと考えます。

3. NTTドコモの指定電気通信事業者の該当性(5/5)

(4) NTTドコモへの相互接続ニーズ

- 一方で、当社を指定電気通信事業者に指定すべきであるという意見があります。これは、当社の契約者数並びにシェアが高いとし、接続にあたっての必要性が高いとしていることに根拠を求めているものと想定されます。
- 前章で言及したとおり、当社としても相互接続を推進してきたところであり、今後も同様に推進していきたいと考えます。

4 . 支配的事業者の地位に着目した規制（ドミナント規制）について（1 / 4）

（1）移動体通信事業に対するドミナント規制の必要性の有無

- 移動体通信事業は公正な競争のもとに、各社の創意工夫による料金低廉化・多様化、サービス提供を実現しています。
- また、今後のモバイルマルチメディア、グローバル化の発展を展望した場合には、移動体通信事業へのドミナント規制は、事業者の柔軟な事業展開にマイナスに作用し、ひいてはユーザの利便性を損なうことにもつながりかねず、今後の移動体通信市場の発展に十分に寄与できなくなることも想定されることから、不要と考えます。

4 . 支配的事業者の地位に着目した規制（ドミナント規制）について（2 / 4）

（2）ドコモの市場支配力の有無

- 先般の「IT革命を推進するための電気通信事業における競争政策の在り方」に関する他事業者の意見において、当社の市場シェアが高いことから、市場支配力を有する旨の指摘を受けています。
- 当社のシェアは、現在50%を超えていますが、他移動体通信事業者が参入した時には、急激にシェアが低下し50%を下回ったことがあります。
また、最近でも、新サービスや料金プランの導入時期、あるいはキャンペーン展開時期により、市場シェアが大幅に変動している状況にあります。（別添19、20）

4 . 支配的事業者の地位に着目した規制（ドミナント規制）について（3 / 4）

- そもそも、移動体通信市場は、新規加入料廃止をきっかけとして、キャリア間移動が容易になっています。そのような中、当社の現在のシェアは、第1章で言及したとおり、多様なサービスの提供、料金の多様化・低廉化をはじめとする市場開拓努力を行い、ユーザが当社を支持・選択していただいた結果と認識しています。
但し、競争の激しい移動体通信市場において、今後も現在の市場シェアを維持するには、ユーザに受け入れられるべく相当な市場開拓努力が必要であると痛感しており、少しでも怠った場合には、急速な市場シェアの低下を招くものと考えます。

4 . 支配的事業者の地位に着目した規制（ドミナント規制）について（4 / 4）

- 以上より、市場支配力の判定にあたり、市場シェアも1つの要素であることは否定できませんが、移動体通信事業においては競争が激しく、市場シェアは常に変動しており、今後も変動すると想定されます。従って、市場シェアだけで対象事業者を特定することは困難であると考えます。（別添21）
- 当社は市場シェアを背景に、公正な競争を阻害した事実はなく、当社に「市場支配力ありとし、規制を求める」意見には根拠がないと考えます。

5 . 移動体通信市場における競争政策のあり方(1/3)

(1) 海外の規制状況について

- 欧州諸国においては、SMP (Significant Market Power) に指定されている移動体通信事業者がありますが、その規制内容は、固定通信事業者のSMPと比べ、規制レベルが大幅に緩和されており、具体的には、

接続義務

非差別的な条件の適用

コストベースの接続料金の設定

といった一般的な事項に留まっています。

従って、規制内容からみて日本の第一種電気通信事業者に相当する規制レベルであり、「指定電気通信事業者」の規制とはかなりの格差があると認識しています。また、先進国の中でも米国やドイツにおいては移動体通信事業者に対する規制の枠組みは存在しません。(別添22)

5 . 移動体通信市場における競争政策のあり方(2/3)

(2) 移動体事業の規制のあり方

- 「指定電気通信事業者制」や「ドミナント規制」といったいわゆる事前規制の仕組みが、移動体通信事業のように競争が進展している分野には馴染まないと考えます。
- 海外の例を見ても、移動体通信事業で日本の第一種電気通信事業者以上の規制は存在しないことも踏まえると、現行の電気通信事業法で規定されている接続義務や相互接続協定の認可による行政チェックといった規制以上に、新たに規制をかける必要性は乏しいと考えます。むしろ全体的には更なる規制緩和により、公正な競争を活性化させ、ユーザの利便性を向上させる方向を志向すべきであり、独禁法の理念と同様、予め事業者を指定して規制するのではなく、不公正な競争の事実が生じた場合に、的確に対処する制度の枠組みが望ましいと考えます。(別添23)

5 . 移動体通信市場における競争政策のあり方(3/3)

(3) 紛争処理ルール

- 公正競争に関する行政の監視・裁定機能という面では、電気通信事業法上既に、

事業者の料金、業務の方法等に関する意見申出制度

接続に関する裁定制度

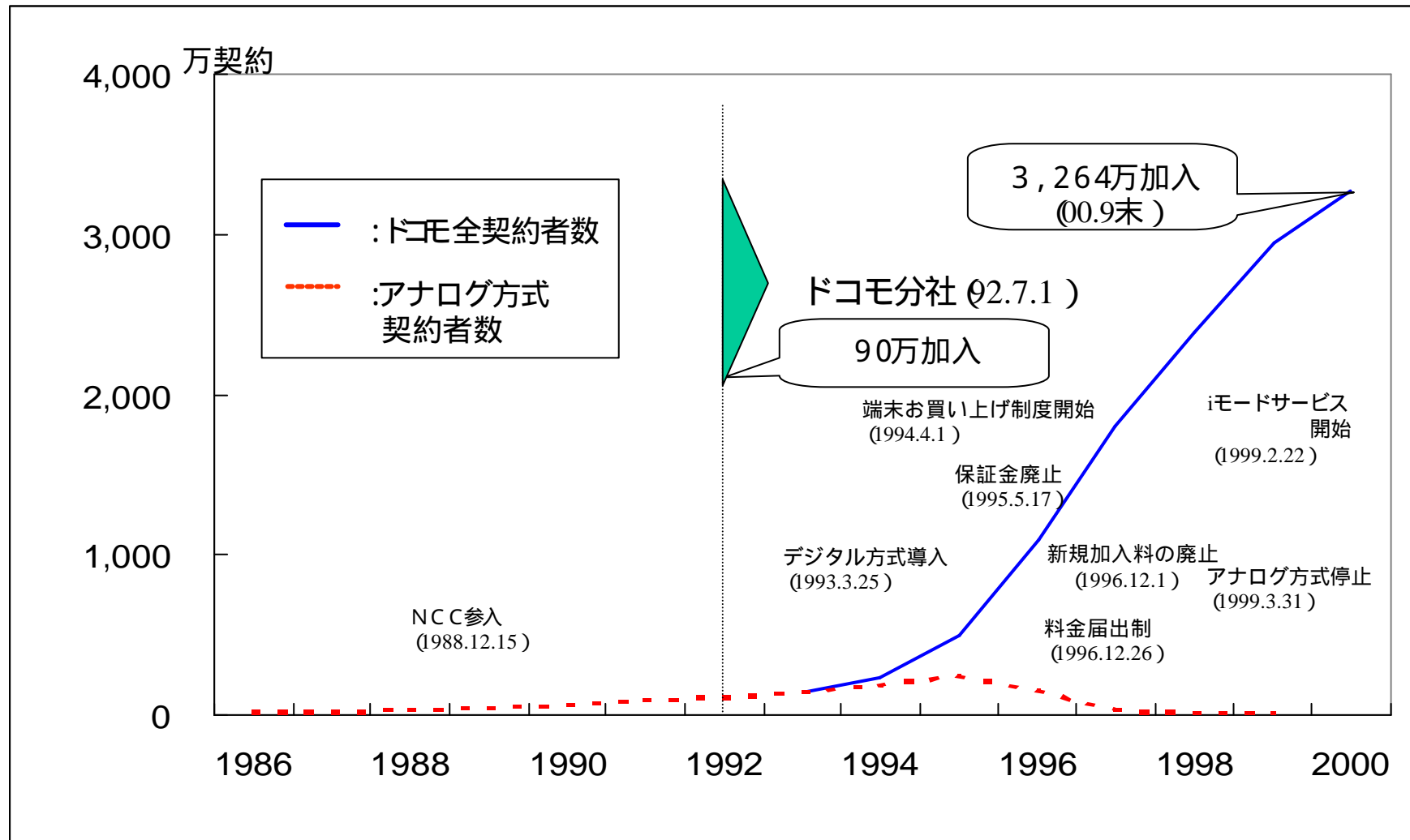
制度を改定、新設する際のパブリックコメント制度

によって一定の整備が図られていると認識していますが、これらの制度が活用されていくのが望ましいと考えます。

添付資料

1. ドコモ携帯電話の急激な発展

各種規制緩和政策をベースに、NTTからの分社後の市場開拓努力により 急激な成長を遂げてきた。



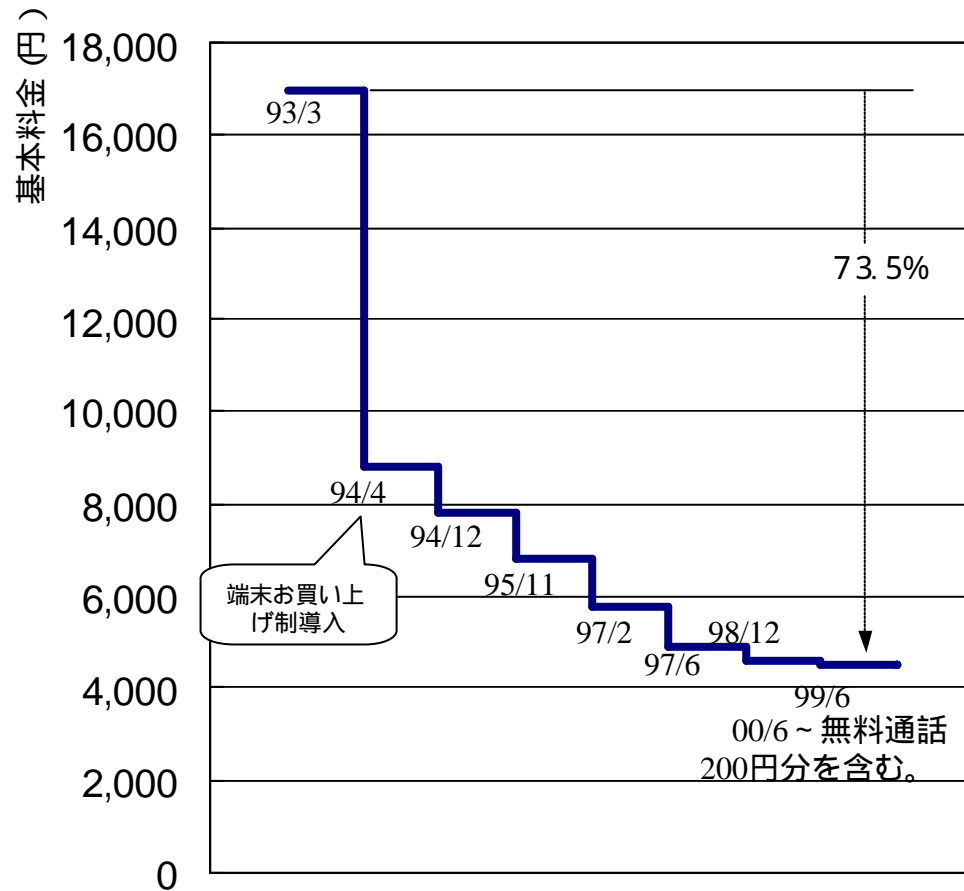
2. ドコモ携帯電話料金の低廉化

基本料金、通話料金ともに大幅な料金の低廉化を実施。

今後とも一層の値下げを行うことで、ユーザにとって使い勝手のよい料金を目指す。

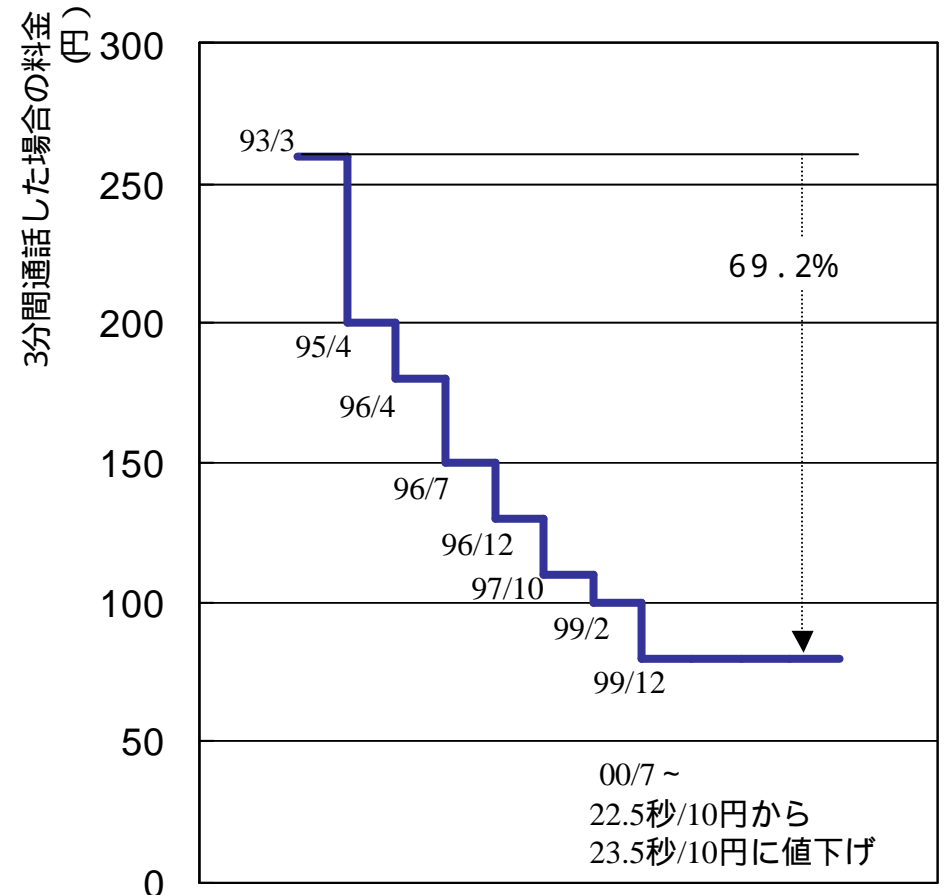
基本料金の推移

(800Mデジタル プランA)



通話料金 (移動発固定着) の推移

(平日昼間区域内：800Mデジタル プランA)



3. ドコモの主要な料金プラン・サービスの展開状況

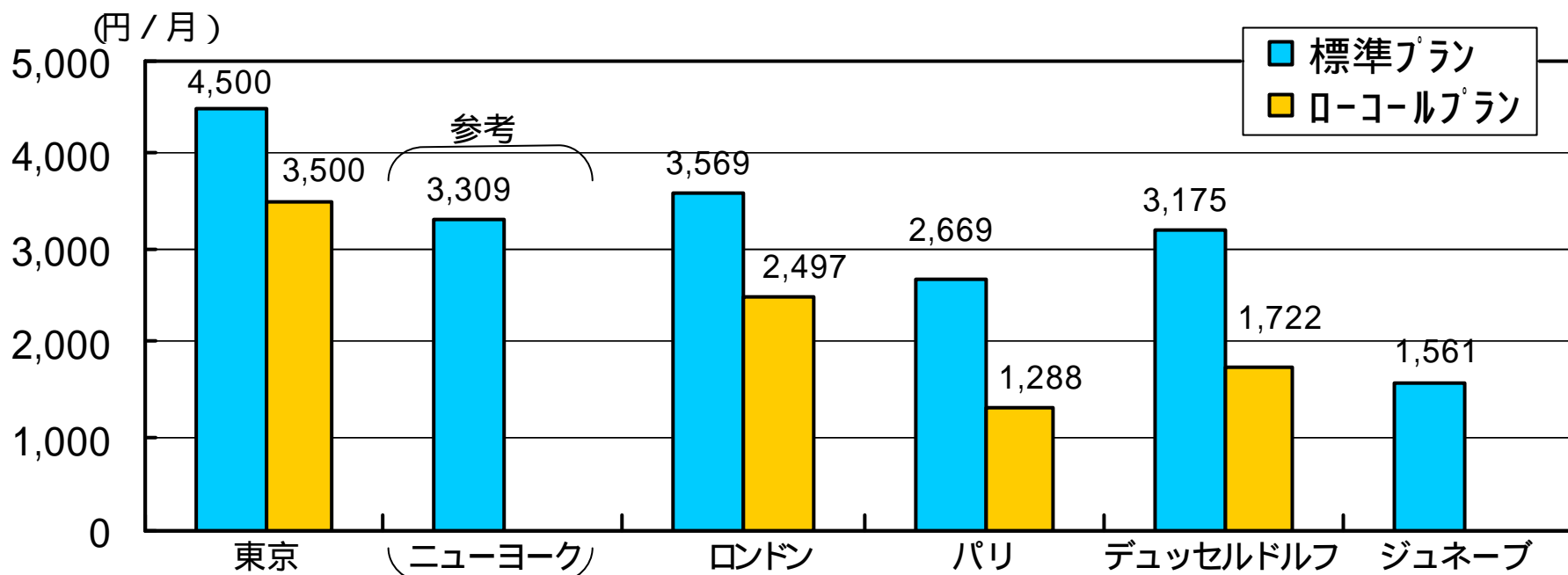
料金プランの多様化、新サービスの提供により ユーザーニーズに応じてきた。

	1994年	1995年	1996年	1997年	1998年	1999年	2000年
料金プラン等	4月 ・ドットコールサービス開始 ・選択二部料金制導入 5月 ・ドネーションサービス開始 10月 ・プランC導入(1.5G) 11月 ・グループプレートのサービス開始	7月 ・ゆうゆうコールサービス開始 11月 ・プランD導入(1.5G)	7月 ・継続利用割引の実施	2月 ・データレートサービス開始(1.5G) 4月 ・プランE導入(衛星) 7月 ・ホリウムタイムカウント開始 8月 ・複数回線割引サービス開始 12月 ・長得プランの導入	7月 ・おはなしプラスSサービス開始 9月 ・おはなしプラスMサービス開始 12月 ・ファミリー割引導入	5月 ・ぷりコールサービス開始 7月 ・おはなしプラスBIGサービス開始 ・いちねん割引サービス開始 ・ビジネス割引サービス開始 11月 ・ドッチーモプラン導入	
NWサービス等	4月 ・1.5Gサービス開始 11月 ・クイックナンバーのサービス開始	4月 ・ダイレクトナンバーの開始 ・アクセスナンバーのサービス開始 ・9600bpsデータ通信サービス開始 5月 ・三者通話サービス開始	3月 ・衛星移動通信サービス開始 10月 ・PHSへの接続開始	5月 ・フリーナンバーサービス開始 ・10円メールサービス開始 ・用途別集計サービス開始 6月 ・伝言ボックスサービス開始 ・ショートメールサービス開始 8月 ・グループ内番号サービス開始 ・D(ドライブ)モードサービス開始	3月 ・モバイルQサービス開始 4月 ・FAXばんサービス開始 9月 ・セレクトフォンサービス開始 ・WORLD CALL開始 10月 ・衛星シングルモード導入	2月 ・エードサービス開始 ・迷惑電話ストップサービス開始 12月 ・番号通知お願ひサービス開始	1月 ・どこNaviサービス開始 2月 ・料金自動案内サービス開始 3月 ・衛星バケツ通信サービス開始 4月 ・全国一括請求サービス開始 8月 ・日韓ローミングサービス開始
端末				12月 ・ポケットホード発売	4月 ・VALUEMA II発売	4月 ・ドッチーモ発売 12月 ・日本初カラー液晶端末発売(F502i)	10月 ・メール端末初音声読み上げ機能搭載端末キャスビー発売

4.各国の料金比較 (基本料金)

基本料金はやや高めであるが、通話料は低い水準にあり、為替レートをベースでみた場合でも、総じて諸外国と遜色のない料金水準となっている。

今後とも一層の値下げ・料金の多様化を行い、ユーザにとって使い勝手のよい料金を目指す。



注1.東京はDoCoMoの800MHzデジタル方式プランA (0-コールはプランB)。プランA月間200円まで、プランBは月間400円まで通話料無料

注2.ニューヨークはBell Atlantic mobileのDigital Choice 200。上記料金は、200分までの通話料金を含んだ料金。

注3.ロンドンはRegular Caller Plus。12.77ポンドの通話料金込の料金である (0-コールはOccasional Caller Plus)

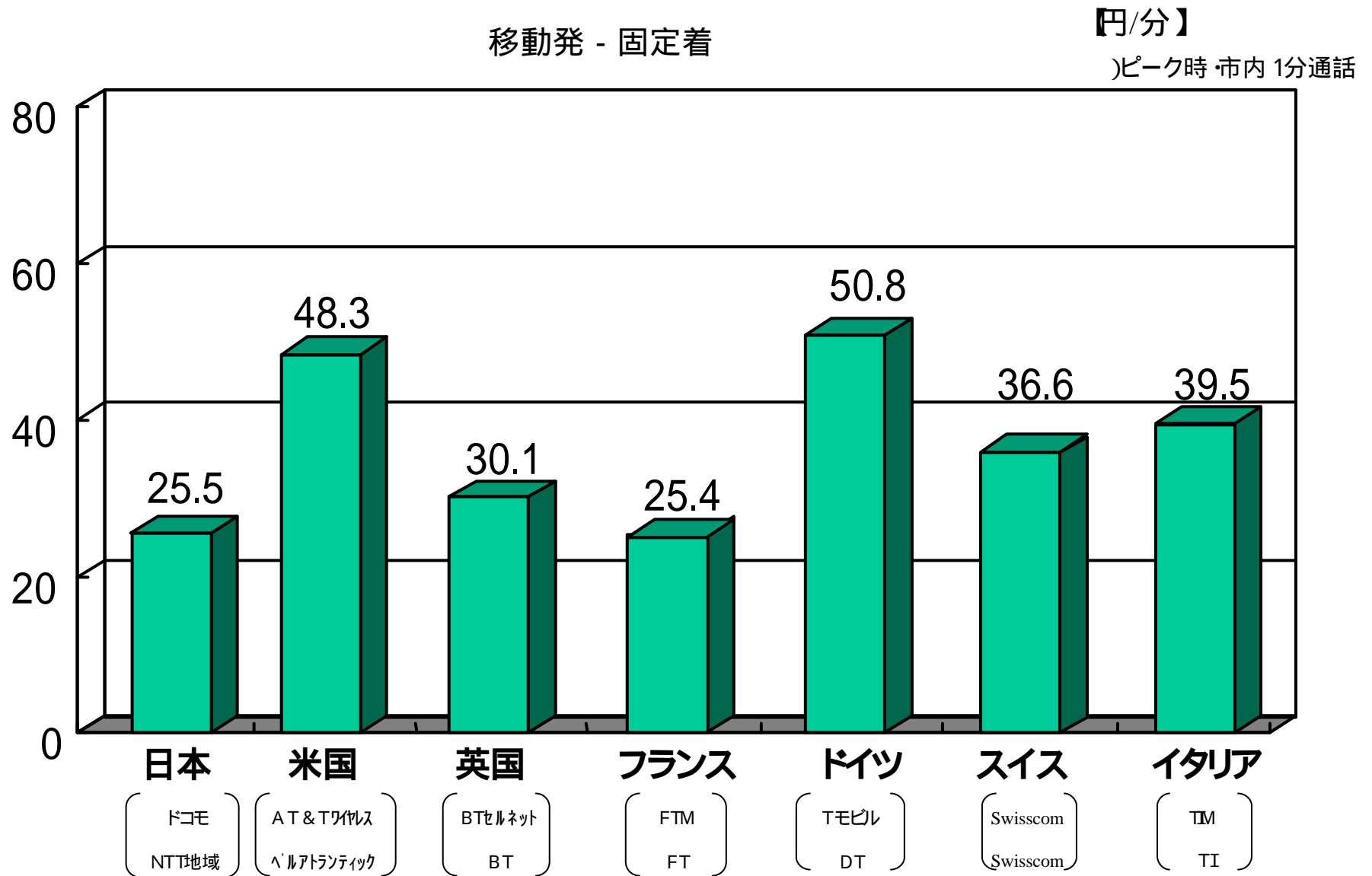
注4.パリはAffaire (0-コールはDeclic)

注5.デュッセルドルフはProtel Standard (0-コールはTelly-D1 ECo)

注6.ジュネーブはNatel Swiss (0-コールはNatel Private)

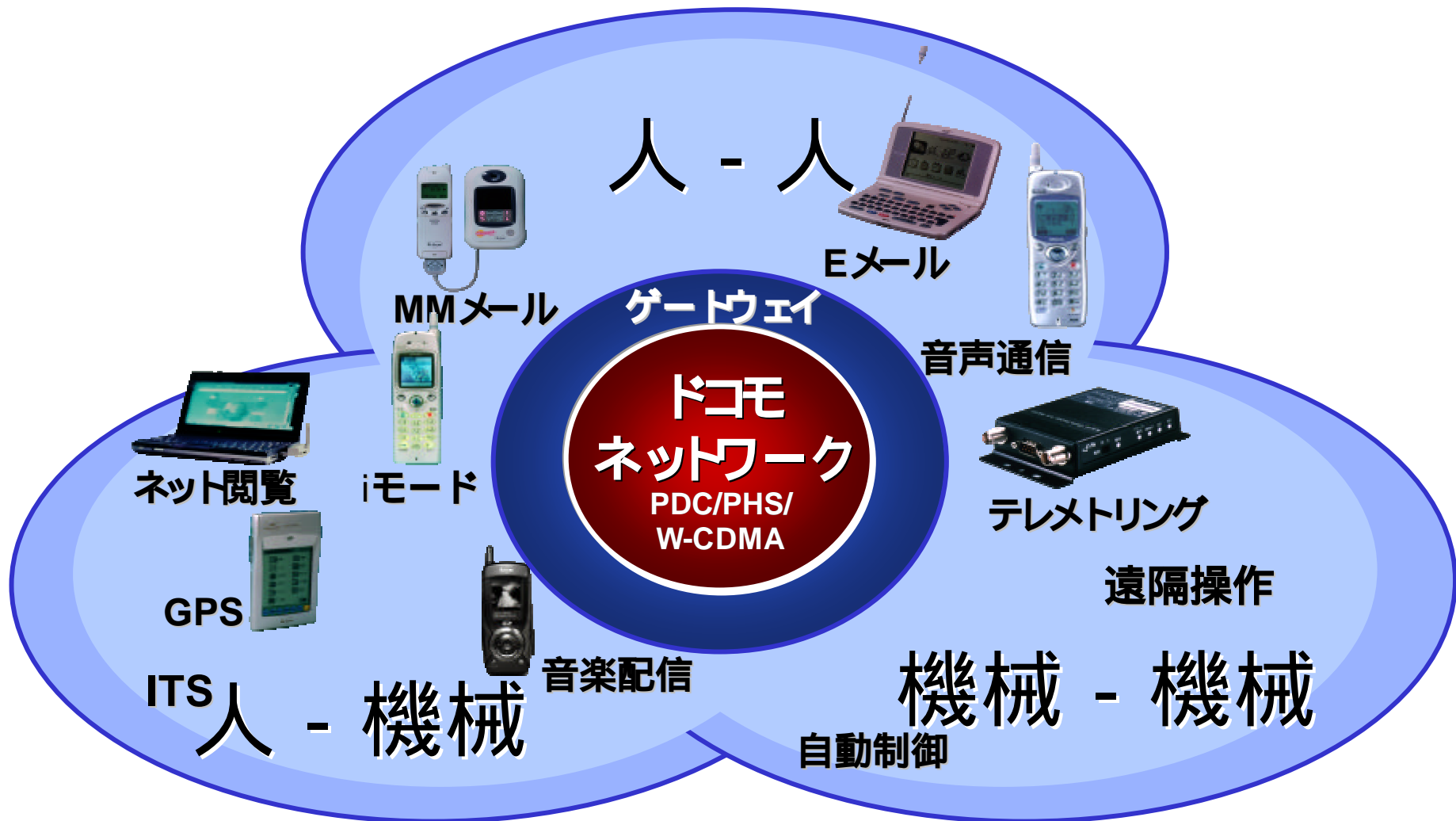
出典:郵政省報告書「電気通信サービスに係る内外価格差調査の概要」(2000.8.28)

5.各国の料金比較 (通話料金)



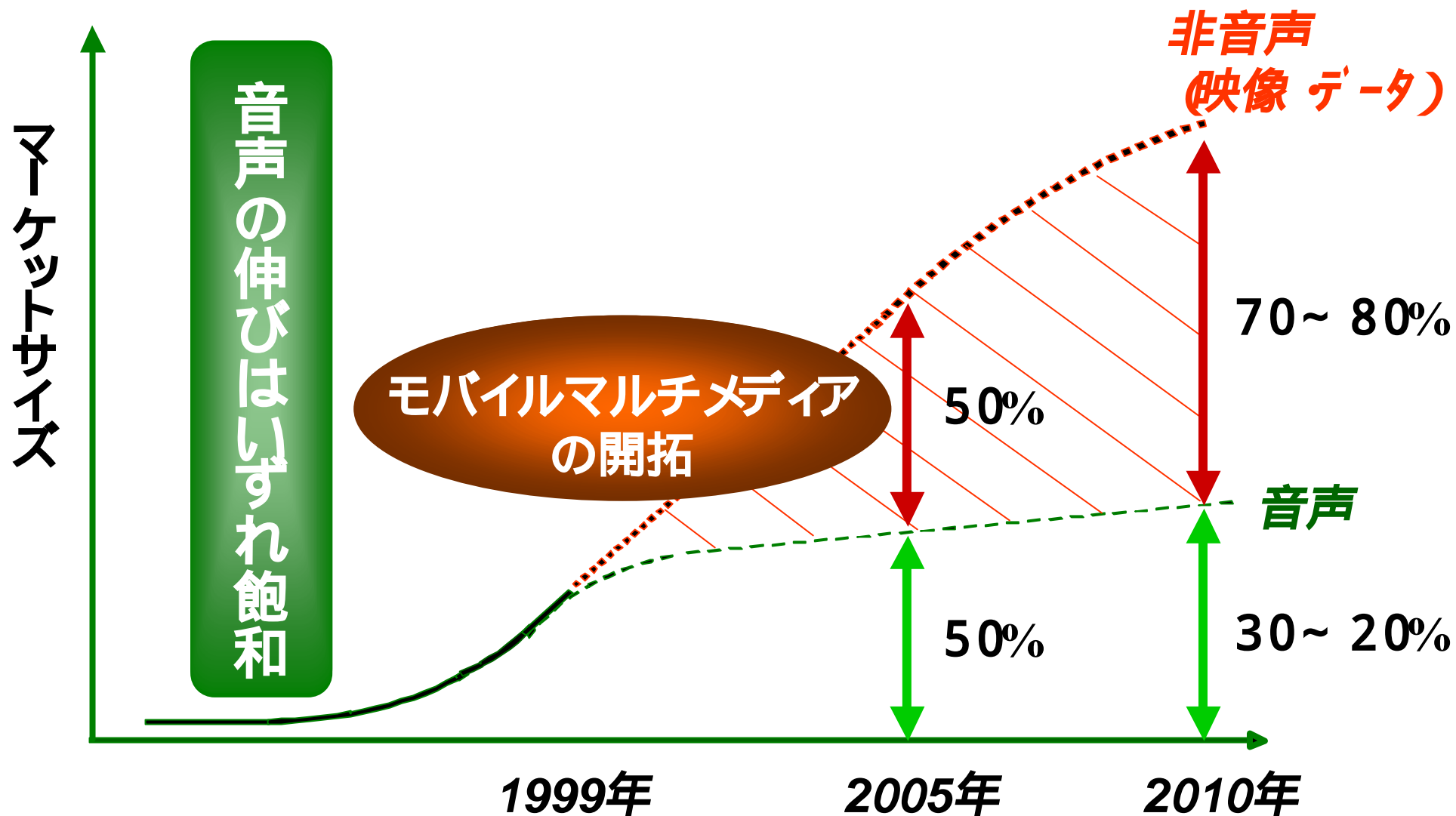
6. モバイルマルチメディアの成長の軸の拡大

今後、移動体通信は、「人與人」、「人と機械」、「機械と機械」の3方向に成長。



7. モバイルフロンティアへの挑戦

モバイルマルチメディア市場の開拓により、非音声通信の伸びが期待できる。



8. グローバル事業展開

ドコモの「強み」を輸出し、戦略パートナーとのWin Win関係を樹立。



海外戦略パートナー

- iモード等でのビジネスノウハウ
- 優れた研究開発力
- W-CDMAのパイオニア
- 3,300万人の顧客基盤に基づく効率的な資材調達、標準化への影響力
- 強固な財務体質・資金調達力

効率的な資本投資

顧客基盤へのアクセス
収益機会の増大

技術及びノウハウの供与

ロイヤリティ収入

- 事業基盤の充実
- iモード関連の技術及びビジネスノウハウの取得
- 3Gネットワーク技術及びノウハウの取得
- 有力コンテンツ/
アプリケーションの共用

9. ドコモの相互接続の拡大

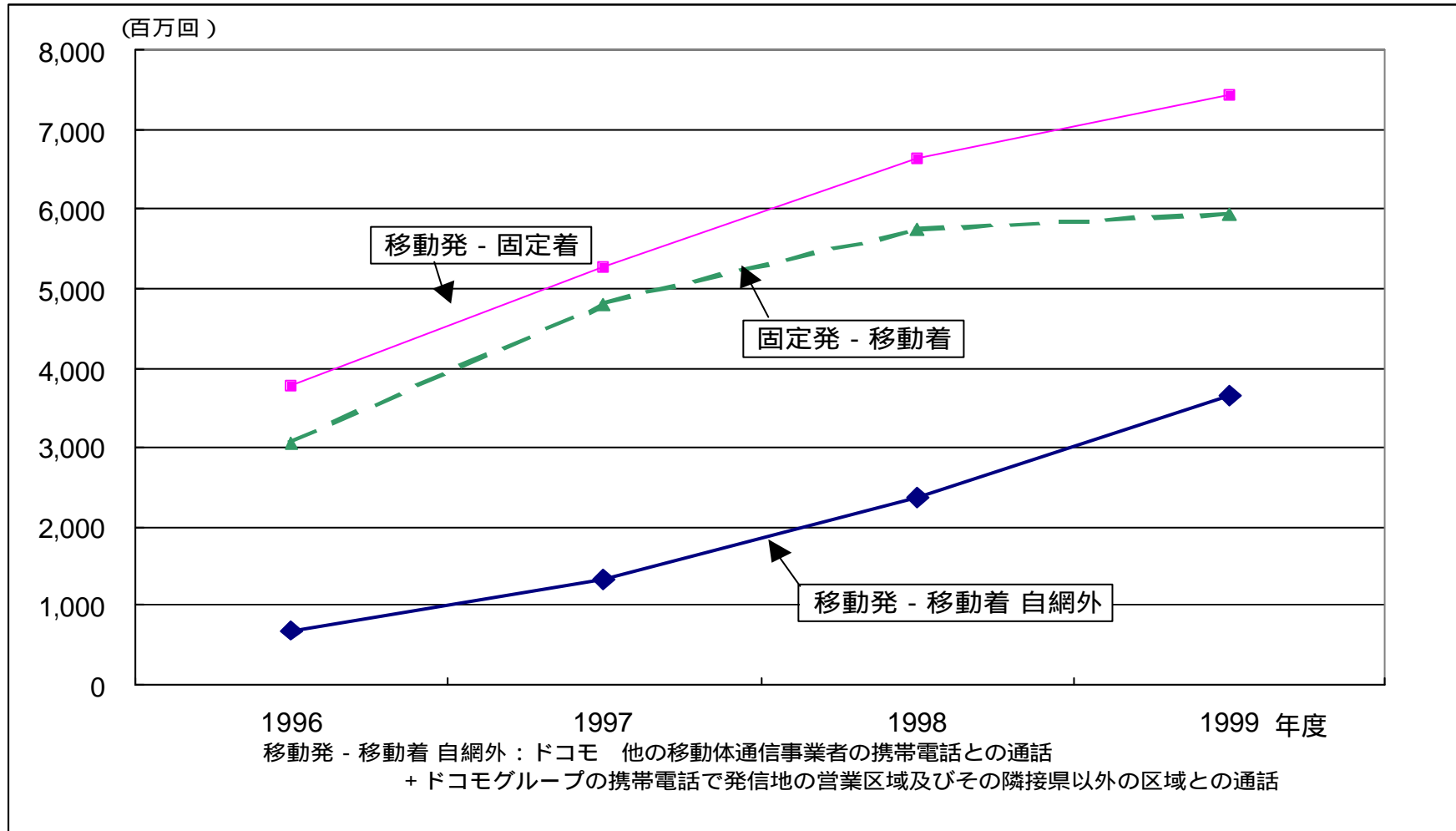
ドコモとしても相互接続を推進することで、ユーザ利便性の向上に努めてきた。

	92.7.1	93年度～97年度	98年度	99年度～現在
地域系	NTTと 相互接続	<ul style="list-style-type: none"> ・CATV2社 (タイトス・ジュビター) との相互接続開始 (97年度) ・電力系NCC L (TTNe等) との相互接続開始 (97年度) 	<ul style="list-style-type: none"> ・DD直収接続(98.6～) ・CATVのZC接続化対応 (98.10～) ・WC J直収接続(99.2～) 	<ul style="list-style-type: none"> ・NTTフリーダイヤル接続(99.4～) ・NTTコム直収接続(99.10～) ・JT直収接続(99.12～)
長距離 ・国際系	国際通信 相互接続 KDD (88.12.～) IIJ, DC (90.11～)		<ul style="list-style-type: none"> ・イリジウム接続(98.9～) ・DD国際接続(98.10～) 	<ul style="list-style-type: none"> ・KDDフリーホン接続(99.7～) ・DDフリーコール接続 (99.9～) ・JT-ODN接続(99.7～) ・NTTコム国際接続(99.11～) ・WC J国際接続(00.1～) ・JTフリーコール接続(00.4～) ・DDのDD/ODN/MAL接続 (00.8～)
移動体 ・PHS ポケットベル系	MM接続 DO CT (90.5～)	<ul style="list-style-type: none"> ・DP, TKグループとの相互接続開始(94年度) ・DTグループとの相互接続開始(95年度) ・PHSとの相互接続開始 (暫定96年度、本格97年度) 		<ul style="list-style-type: none"> 移動体、PHSからのドコモショートメール接続(99.8～) ・TK Jフォンとのコーデックスル接続(99.12～) 沖縄テレメッセージ発課金PB接続(00.4～) ・DDポケットメール接続番号追加(00.7～)

10.相互接続通話の伸び

ドコモ契約者の伸びに伴い、相互接続通話も年々伸びつつある。

年度別 対地別トラフィック状況 (通話回数)



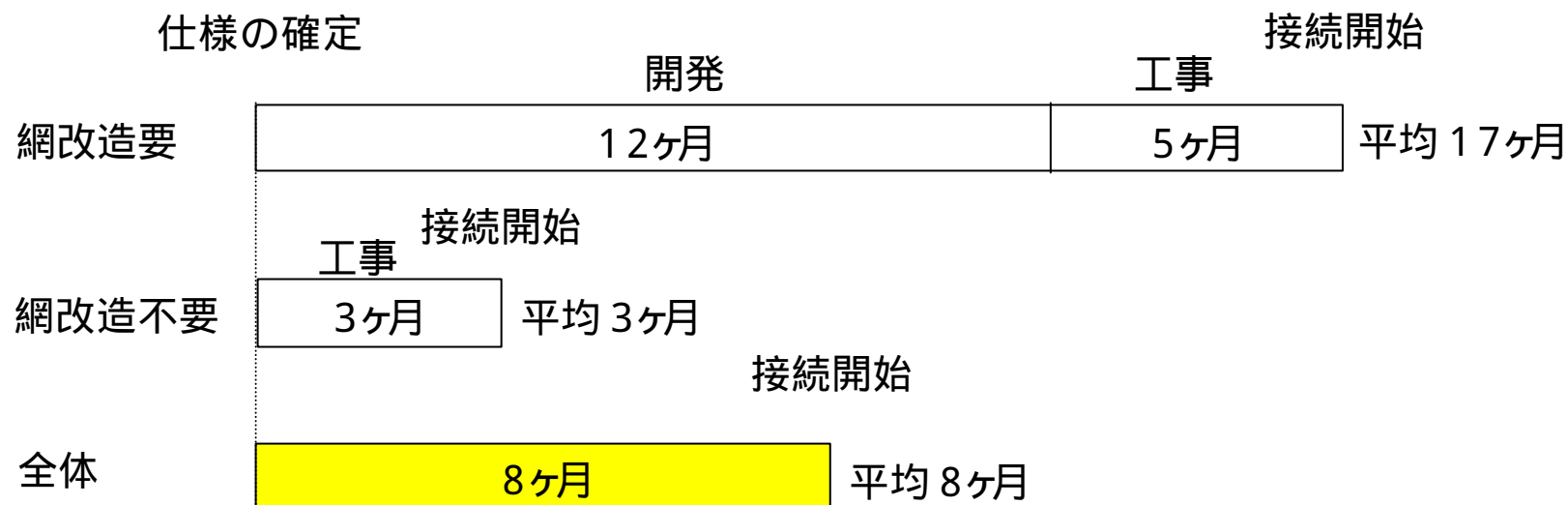
11.相互接続に要する期間 (平成10年度接続開始～現在)

網改造が必要な場合でも、開発着手後全て18ヶ月以内に接続開始。

期間分布

	6ヶ月まで	6～12ヶ月まで	13ヶ月～18ヶ月まで	19ヶ月以上	計
網改造要	1件	0件	5件	0件	6件
網改造不要	11件	2件	0件	0件	13件
計	12件	2件	5件	0件	19件

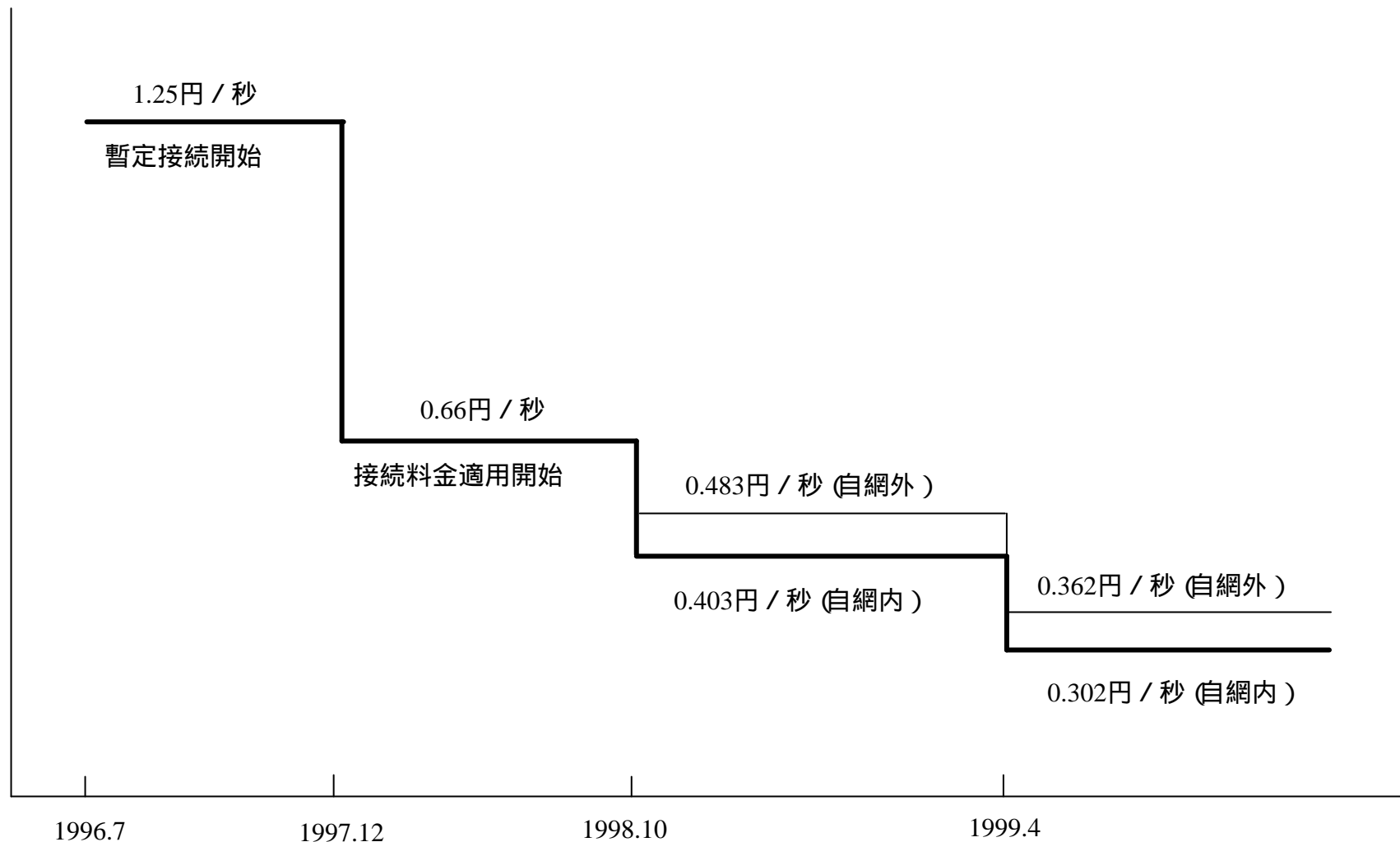
実績平均



12. ドコモ接続料金の低減化状況

ドコモ接続料金は年々低減化に努めている。

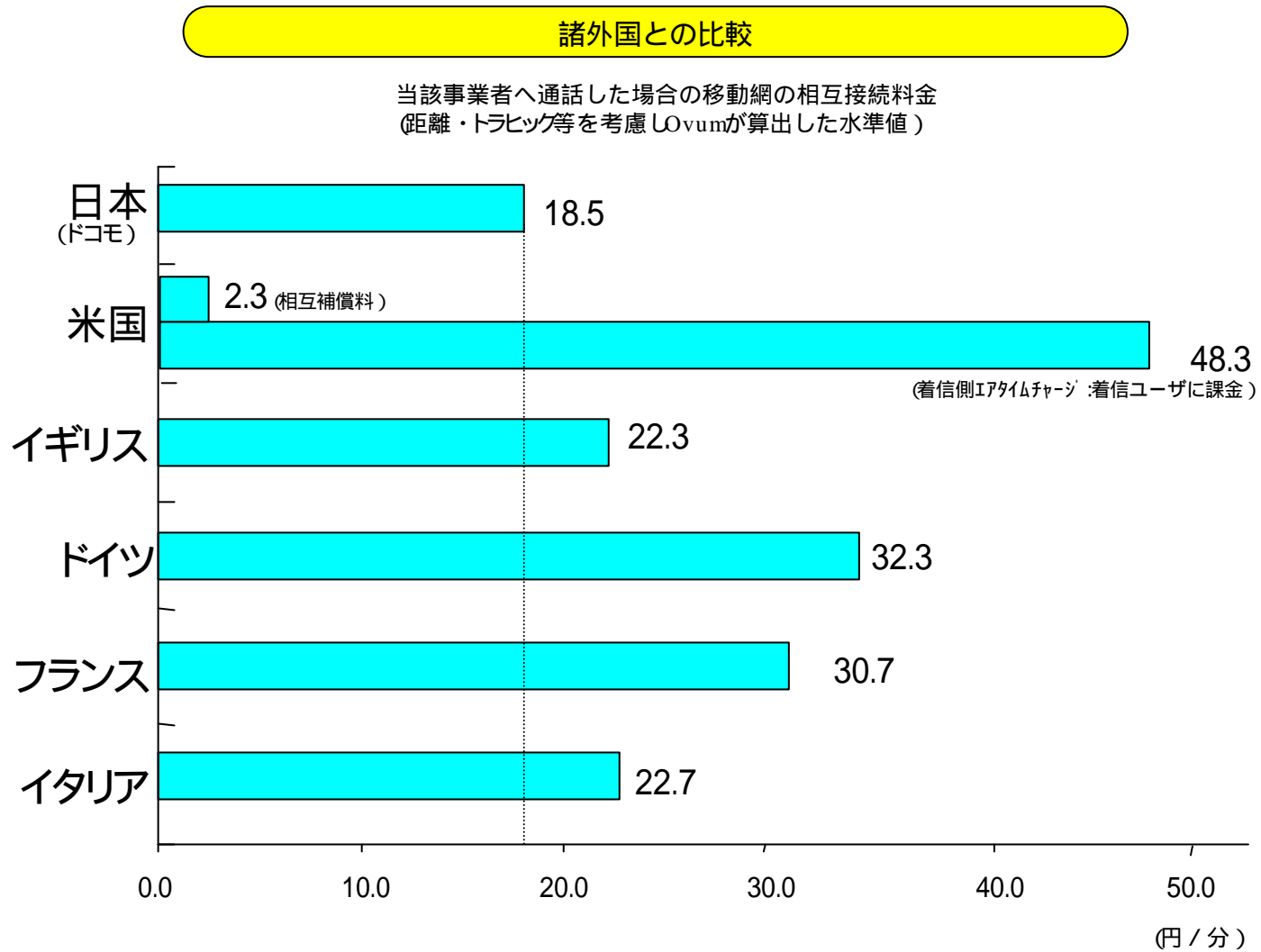
(円 / 秒)



ドコモ携帯電話と他事業者との接続点までが同一会社のエリア内に終始する場合に適用される料金

13. 接続料金水準比較

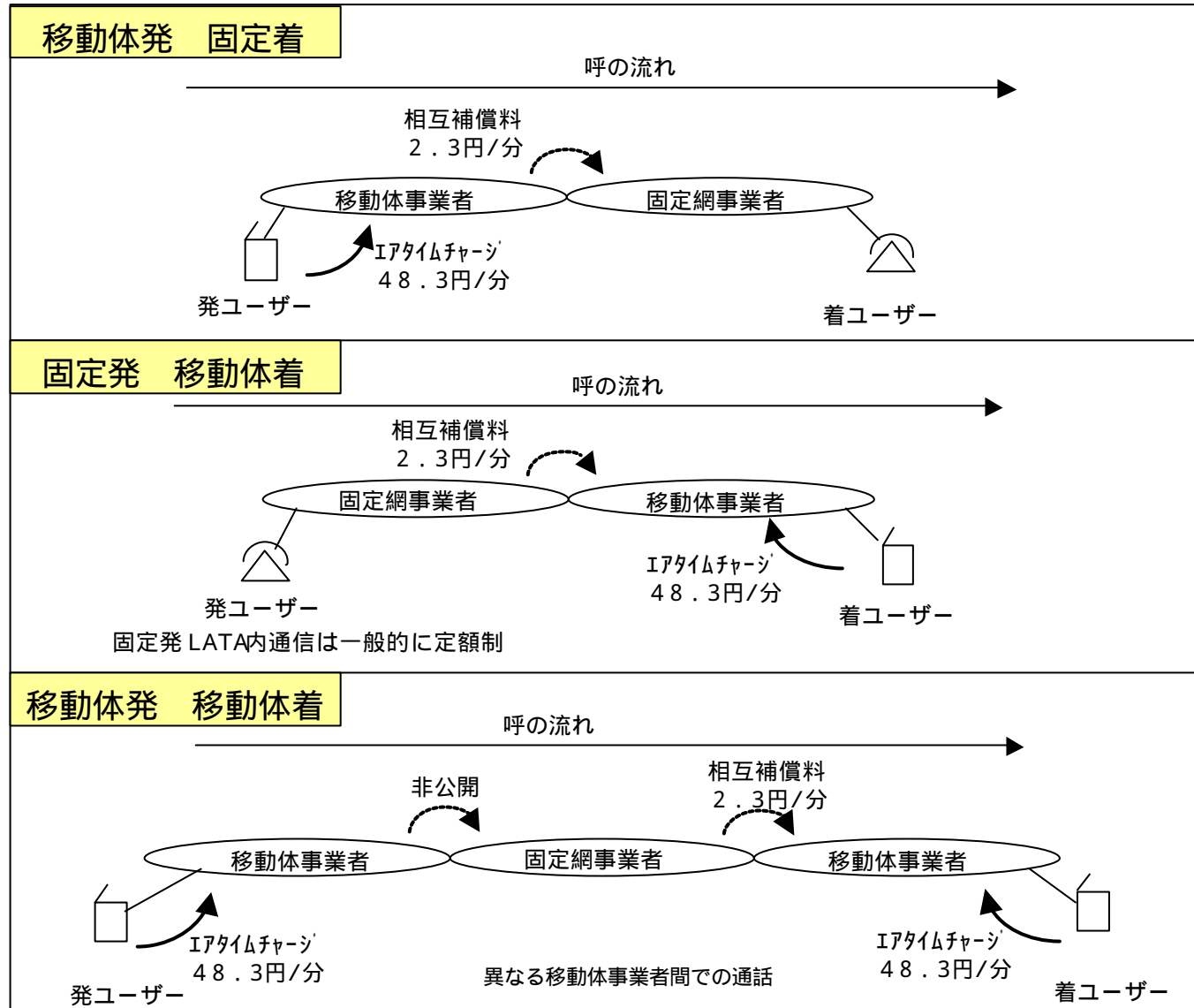
ドコモ接続料金は、諸外国との比較ではむしろ低い水準にある。



出典 :Ovum-Interconnect (2000年1月版)
ドコモは1999年度実績より算出

14. 米国相互接続構造 (LATA内)

米国においては、発ユーザのみならず、着ユーザに対しても料金設定することで、事業者間料金水準は低くなっている。

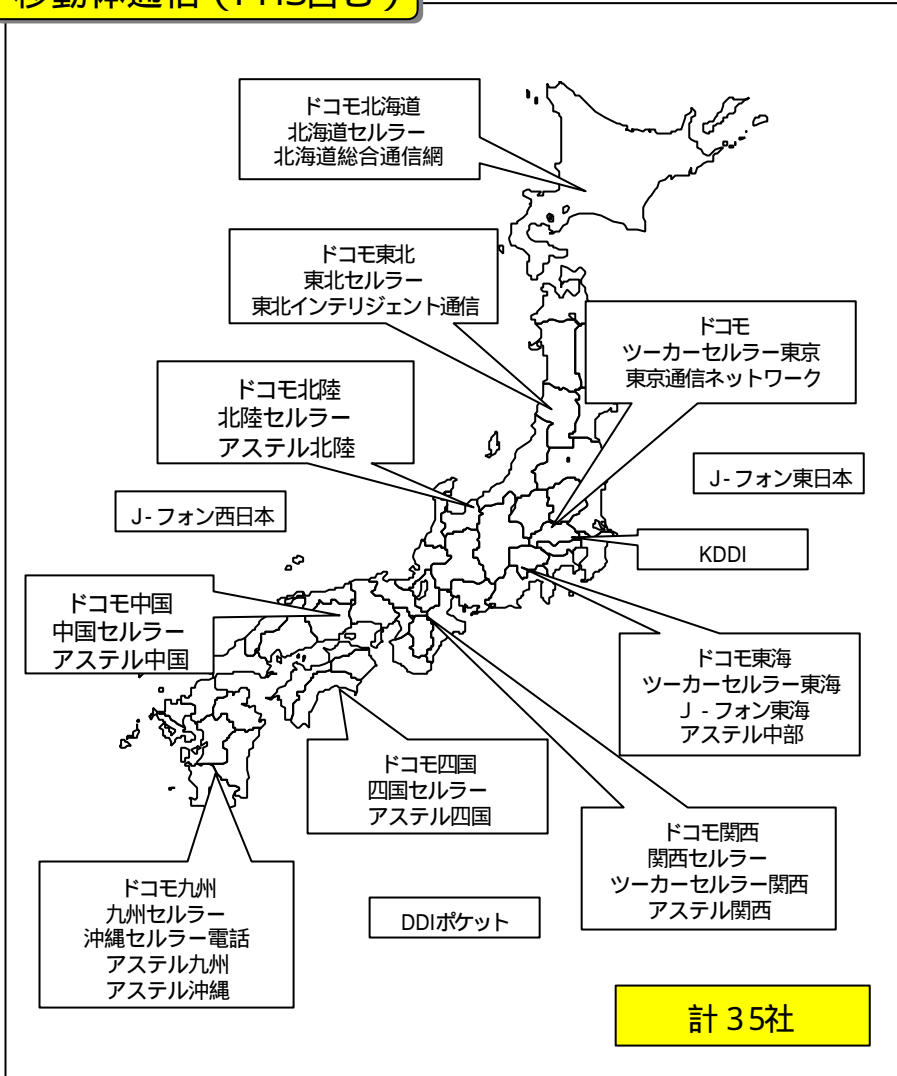


相互補償料は、6地域 4事業者の平均値

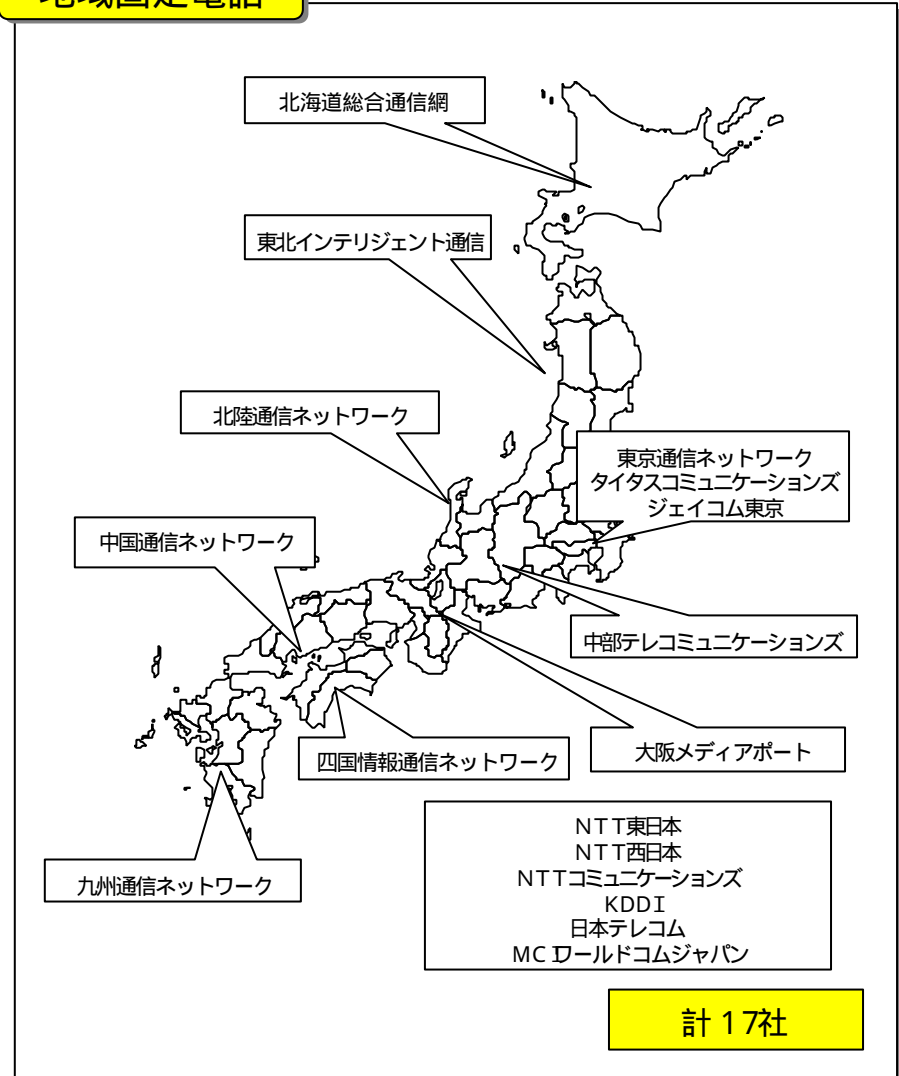
15. 事業者参入状況

事業者も1エリアにつき複数参入し、競争が進展している。

移動体通信 (PHS含む)

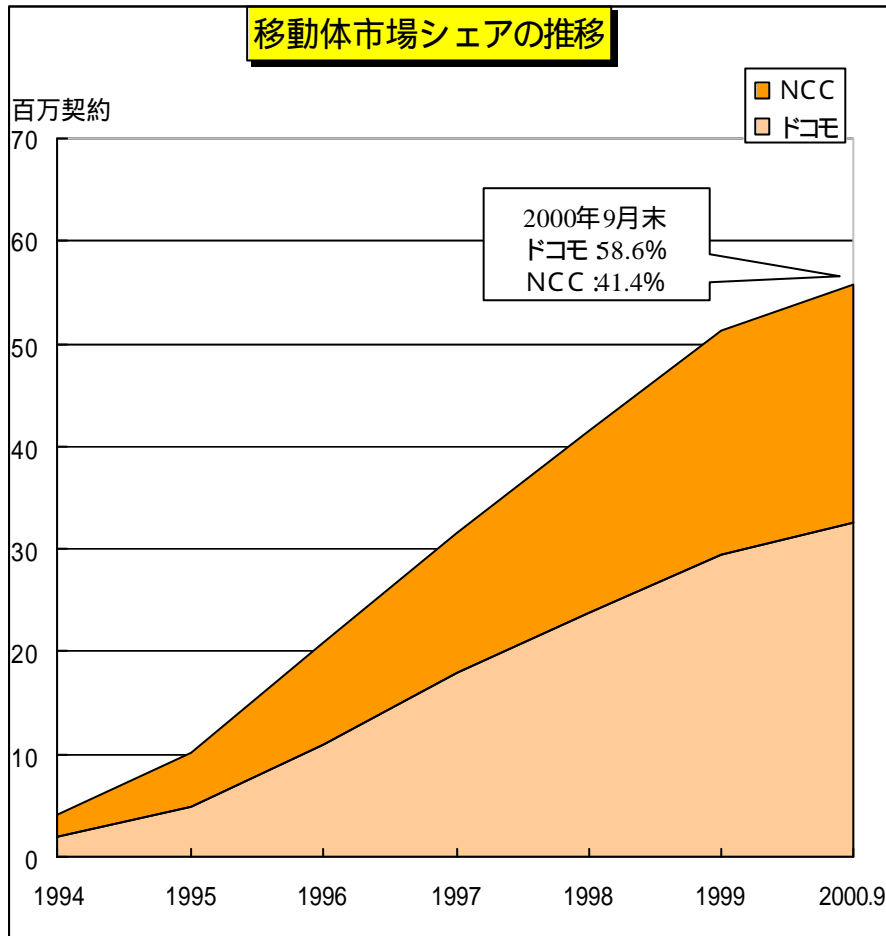


地域固定電話

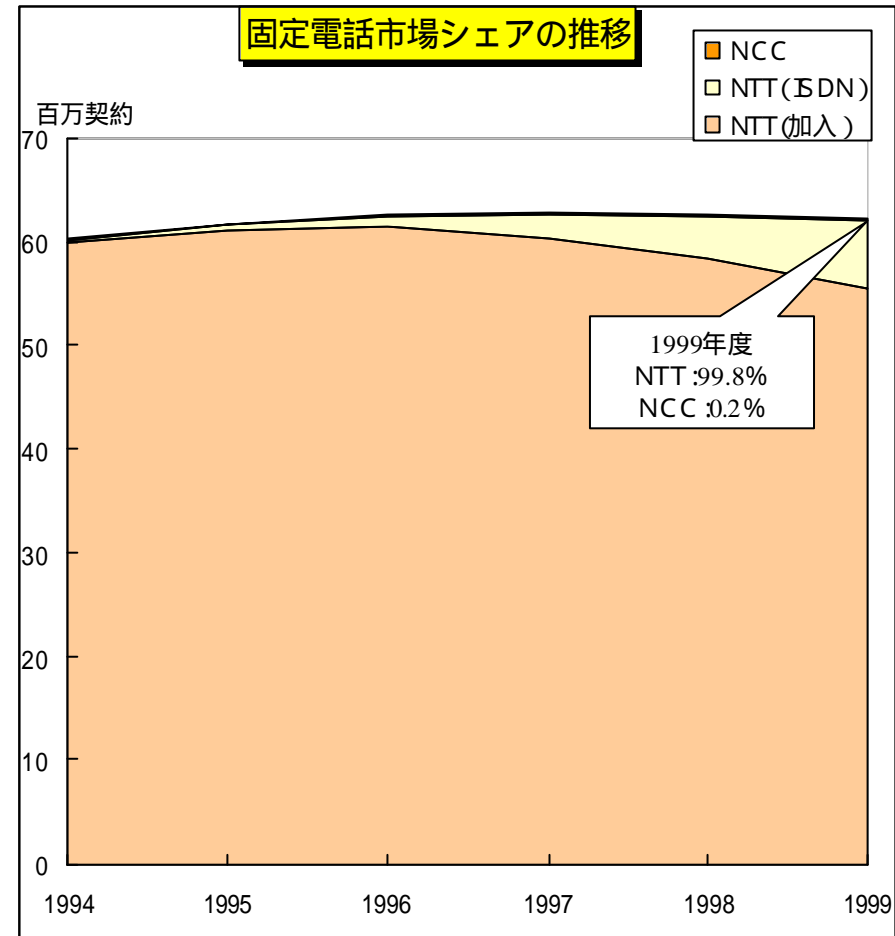


16. 移動体 / 地域固定電話市場比較 (加入者数 :全国)

また、契約者数シェアをみても、固定電話市場より競争が進展していることがわかる。



資料出所 :電気通信事業者協会「電気通信事業者協会年報 2000年版」
1999年度以降の数値は事業者協会からの月次報告による



資料出所 :郵政省「トラフィックからみた電話等の利用状況」
1999年度の数値はNTT東西の広報値等より作成

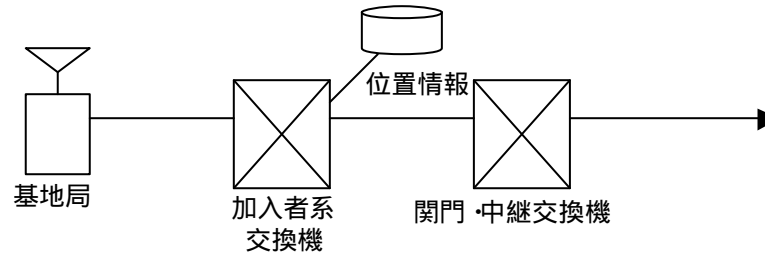
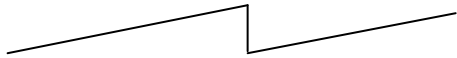
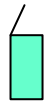
注1) 加入電話の加入数とは各加入者の自宅、事務所等まで回線を設置している端末系サービスの契約数であり、長距離系NCCの契約数を含んでいない。

注2) 加入電話のNCCは1997年度以前はJT、TNet、1998年度以降はTITUS、JCOM、東京を加えた4社の合計値、SDNは電力系9社の合計値。

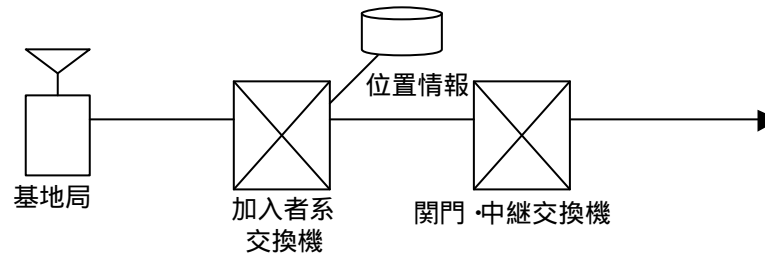
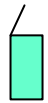
17. 移動体 / 固定通信網の構成

移動体通信事業者はそれぞれ同様に設備構築しており 固定網と比較しても設備の不可欠性は無い。

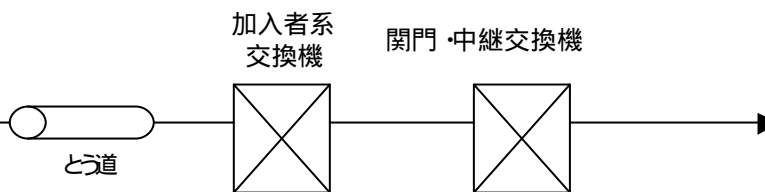
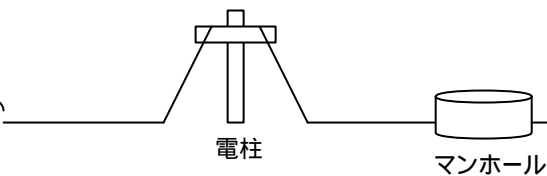
ドコモ



他移動体通信事業者



NTT地域会社



他の通信事業者へ

18. 周波数割当並びにエリア展開状況

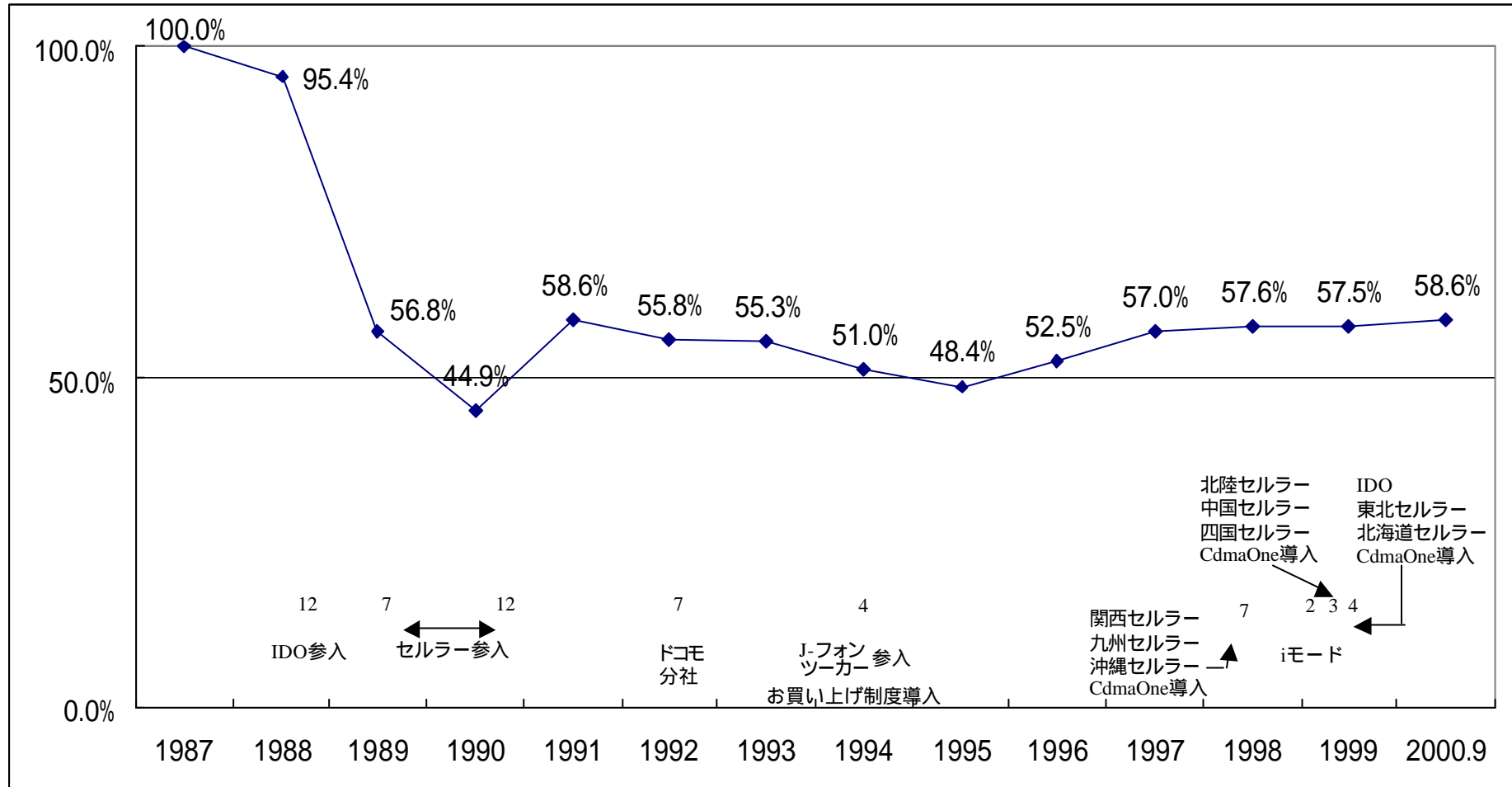
周波数割当てでも、ドコモが特別に恵まれている訳ではなく、契約数見合いではむしろ少ない。
サービス提供エリアについても他事業者と差はなく同等。

	周波数帯域幅	契約者数 (全国) < 2000年 9月末 >	サービス提供エリア 人口カバー率 (首都圏)
ドコモグループ	30MHz	32,639千契約	ほぼ100%
KDDグループ	34MHz	13,991千契約	約99%
J-フォングループ	10MHz	9,108千契約	約98.5%

人口カバー率:市町村役場(本庁)をカバーしていれば、当該市町村の全人口をカバーしているとみなしている。
各社公表ベース

19. ドコモ月別携帯電話シェアの推移 (グループ全体)

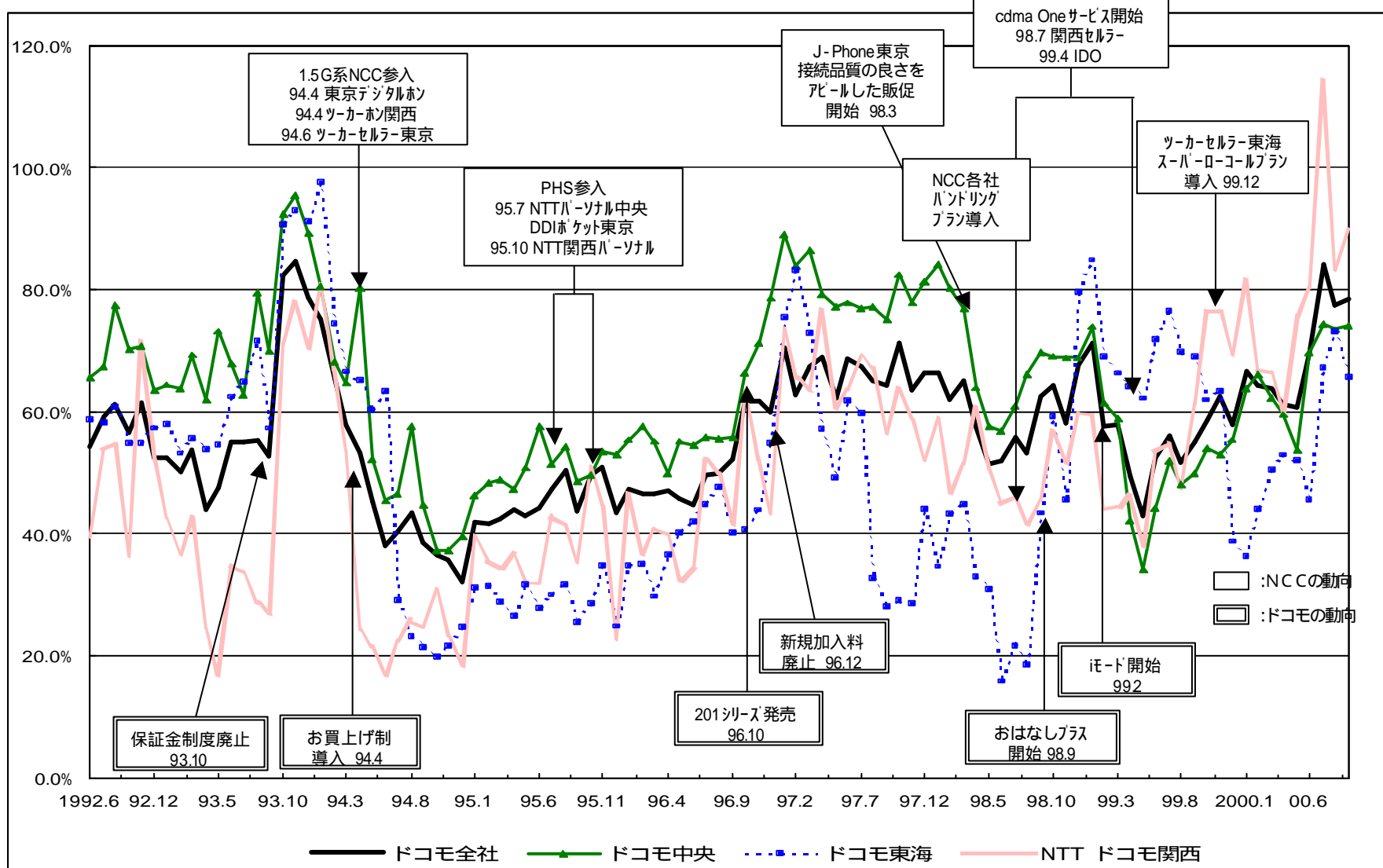
他移動体通信事業者が参入した時は、急激にシェアが低下し、50%を下回ったことがあった。
 市場開拓努力により、シェアの拡大を図り、ユーザの支持・選択していただいた結果と認識している。



出典 :電気通信事業者協会

20. ドコモ携帯電話月別純増シェア推移 (東名阪)

新サービスや料金プラン、あるいはキャンペーン時期により 純増シェアは大きく変動し、移動体市場における競争は進展しているといえる。



21. 移動体通信事業者における料金プラン・サービスの展開状況

各事業者創意工夫を凝らし、多様なサービスを展開している。

	ドコモ	他移動体通信事業者
メールサービス	ショートメール (97.6)	DO 「プチメール」 (97.9) セルラー 「セルラー文字サービス」 (96.4) J-フォン 「スカイウォーカー」 (97.11) ツーカー 「スカイメッセージ」 (98.10)
Webサービス (インターネットサービス)	iモード(99.2) モペラ (98.11)	DO 「EZアクセス」 (99.4) セルラー 「EZWeb」 (99.3) J-フォン 「J-Sky」 (99.12) ツーカー 「EZWeb」 (99.10)
バンドリング料金	おはなしプラスS (98.7) おはなしプラスL,M (98.9)	DO 「コミコミプラン」 (97.12) セルラー 「コミコミコール」 (98.9) J-フォン東京 「トークパック」 (98.6) ツーカーセルラ東京 「しゃべロープラン」 (98.3) ツーカーセルラ東海 「フリートーク」 (98.4)
基本使用料割引 サービス	いちねん割引 (99.7) ファミリー割引 (98.12)	四国セルラー 「イヤートークプラン」 (99.4) ツーカーセルラ東海 「イヤー契約」 (98.4) J-フォン東京 「Jファミリー」 (98.4) J-フォン東海 「ファミリーパックゴーゴー」 (98.2) J-フォン東北 「家族割引パック」 (98.7)

()内は開始年月

2.2. 海外の移動体通信事業者における相互接続規制の実態

移動体通信事業者に対する規制は非差別的接続義務等、一般的な義務にとどまっている。

各国とも固定通信事業者との間で、規制レベルに差を設けている。

米国、ドイツにおいては移動体通信事業者に対する規制の枠組みは存在しない。

(参考)

		米 国	ドイツ(1)	英 国	フランス	イタリア	オランダ	デンマーク	スウェーデン	日本(2)
規制対象事業者		-	-	Vodafone, Cellnet	FT Mobiles, SFR	TIM, Omnitel	KPN Mobile, Libertel	TeleDenmark, Sonofon	Telia	-
規制基準		通信事業者を市場 = 価格をコントロールできる「支配的事業者」	EU指令を基に各国の規制機関により、その市場で「かなりな程度の市場力 (SMP)」を持っていると認定された電気通信事業者 (25%以上のシェア、契約者数、収支等から指定)							-
上記規制対象事業者に対する規制内容	非差別的接続義務	- (○)	- (○)	○ (○)	○ (○)	○ (○)	○ (○)	○ (○)	○ (○)	○ (○)
	相接続サービスの認可	- (×)	- (○)	× (○)	× (○)	× (○)	× (○)	(○)	× (○)	- (○)
	個別相接続協定の認可	- (○)	- (○)	○ (○)	○ (○)	○ (○)	○ (○)	○ (○)	× (○)	(○)
	接続会計報告義務	- (3)	- (○)	(Cellnetのみ) ○ (○)	× (×)	× ()	× ()	× (×)	()	× ()

(注) 1 ドイツの規制基準のシェアについては33%以上

2 日本の規制内容は第1種電気通信事業全体

3 地域電気通信事業者に対しては年間売上高1億ドル以上の場合に電子的な報告 (ARM IS) を義務付けている

()内は固定の支配的事業者 (米国 : 既存地域電話会社、欧州 : SMP事業者、日本 : NTT東西)

23. 国内外の独禁法分野における規制の実態

国内外ともに、独禁法においては、シェアが高いことだけでなく、市場の競争に与える影響の事実判定により適用可否を決定している。

日本 (独占禁止法)		アメリカ (シャーマン法)	ヨーロッパ (ヨーロッパ競争法)
私的独占	独占的状态		
<p>特定の事業者がある程度自由に、価格、品質、数量等を左右することによって市場を支配することが出来る状態</p> <p>及び、 他の事業者の事業活動を排除したり、又は、支配すること</p>	<p>事業分野に関する基準 国内総供給価額が1年間において1,000億円以上であること</p> <p>及び、 市場構造に関する基準 1社で50%の市場占拠率があるか、または2社の市場占拠率の合計が75%以上</p> <p>及び、 市場における弊害の発生に関する基準 新規参入を著しく困難にする事情があり、相当の期間にわたって価格の上方弾力性又は、下方硬直性がある、 ・独占的利潤が得られている 又は、 ・過大な販売費や一般管理費が支出されている</p>	<p>単独で市場シェアを失うことなく価格を競争価格以上に維持し、又は生産量を制限する能力を有する企業</p> <p>及び、 新規参入を阻止したり、その他不公正な取引を行うことが重要な判断ポイント</p>	<p>市場における有効競争の維持を妨げる能力がある企業</p> <p>及び、 その地位を濫用して競争会社の排除や不公正な取引を行う企業</p>